



2025 年 10 月 15 日

各 位

会 社 名 a n d f a c t o r y 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 青 木 倫 治
(コード番号：7035 東証スタンダード)
問 合 わ せ 先 取 締 役 蓮 見 朋 樹
TEL. 03-6712-7646

資本金の額の減少及び剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 15 日開催の取締役会において、2025 年 11 月 26 日開催の第 11 回定時株主総会に、資本金の額の減少及び剰余金の処分について付議することを決議しております。

1. 資本金の額の減少及び剰余金の処分の目的

現在まで生じていた繰越利益剰余金の欠損を填補し、今後の資本政策の柔軟性を図り、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全性の向上を目指しながら、柔軟かつ機動的な株主還元策等を実施できる体制を確保するためであります。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額 801,818,885 円のうち、731,818,885 円を減少して、70,000,000 円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

なお、減資の効力発生日までに、当社が株式を発行した場合又は当社に対して新株予約権の行使があった場合、減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少します。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026 年 1 月 5 日を予定しております。

3. 剰余金の処分の内容

会社法第 452 条の規定に基づき、上記の資本金の額の減少の効力発生を条件に、上記 2. (1) の振り替えられたその他資本剰余金のうち、715,702,701 円を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。

(1) 処分する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 715,702,701 円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 715,702,701 円

(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2026 年 1 月 5 日を予定しております。

4. 日程

取締役会決議	2025 年 10 月 15 日
株主総会開催日	2025 年 11 月 26 日（予定）
債権者異議申述公告日	2025 年 11 月 27 日（予定）
債権者異議申述最終期日	2025 年 12 月 29 日（予定）
効力発生日	2026 年 1 月 5 日（予定）

5. 今後の見通し

本件による発行済株式総数の変更はなく、株主各位の所有株式数に影響を与えるものではありません。また、当社の純資産額の変動もなく、2026 年 8 月期の業績に与える影響もありません。なお、本件は 2025 年 11 月 26 日開催予定の第 11 回定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

以 上